

英国、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准

2018年3月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国政府は、3月13日、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の批准書を寄託した。本協定は、英国において、3か月後（2018年6月13日）に発効することとなる。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定とは、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局が管理する意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした国際条約であり、意匠について、一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするものである¹。

英国政府のニュースリリースによれば、本協定への批准はフレキシビリティに対応するものであり、企業は意匠をどのように国際的に権利取得するのかについてより幅広い選択肢を得ることとなり、意匠登録に係る費用の削減、より効率的な知的財産権の保護、及び、海外（英国外）ユーザーによる英国での意匠の取得の促進につながるものとしている。

また、英国政府のニュースリリースによれば、本協定の枠組みについては、2008年に欧州連合（EU）が加入していた一方英国は未加入であったため、本協定の枠組みを利用する場合には、これまではEUとして利用するのみであったが、今回英国が本協定を批准したことにより、英国単体としての本協定の枠組みの利用を可能とすることとなる。

— 英国政府のニュースリリースは、以下参照 —

[UK ratifies Hague Agreement for industrial designs](#)

(以上)

¹ 日本国特許庁ウェブサイト「ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要」
https://www.ipa.go.jp/seido/s_ishou/hague-geneva.htm